

建築年数の古い木造建築物が密集する地域では、火災が発生した場合に大規模な火災につながる危険性が高いことから、日ごろの防火対策が重要です。

地域の防火対策

- 地域ぐるみで、防火防災訓練を実施しましょう。
大規模な火災に発展させないためにも、消火器や消火栓を使用した初期消火活動が重要です。使用方法など、地域の住民、自治会及び商店街組合の関係者全員が熟知し、防火防災訓練を定期的に継続して実施していくことが、地域の防火対策には必要です。



近年建築年数が古い木造建築物が密集する地域で発生した火災

令和4年4月・8月

福岡県北九州市小倉北区の旦過地区で相次いで発生した火災は、4月には45棟、床面積約3,300㎡を焼損。8月には42棟、床面積約1,900㎡を焼損しました。

平成28年12月

新潟県糸魚川市において、飲食店の大型こんろの消し忘れにより出火し、147棟（全焼120棟、半焼5棟、部分焼22棟）、床面積約30,000㎡を焼損する大規模な火災が発生しました。

飲食店の防火対策

- 火を使用する飲食店には消火器の設置が原則義務付けられました。業務用消火器を設置してください。
- 火が出たら早めに消すことが重要なので、消火器の設置場所、使用方法について再確認をしてください。また定期的に点検をしてその結果を消防署に報告してください。
- 火を使用している最中は、その場を離れないことや、こんろやダクトなどの厨房設備の維持管理、避難施設の維持管理について、徹底してください。
- 従業員を含めた消防訓練の実施はもちろんのこと、地域の防災訓練などにも、積極的に参加をお願いします。

家庭の防火対策

- 火を使用している最中は、その場を離れないことを徹底してください。
- 火が出たら早めに消すことが重要なので、消火器を設置して、使用方法について確認をお願いします。
- 地域の防災訓練などにも、積極的に参加をお願いします。
- 寝室、階段への住宅用火災警報器（煙式）の設置はもちろんのこと（義務設置です。）、台所に住宅用火災警報器（熱式）を設置することも防火対策として有効です。





いのちを守る10のポイント

4つの習慣



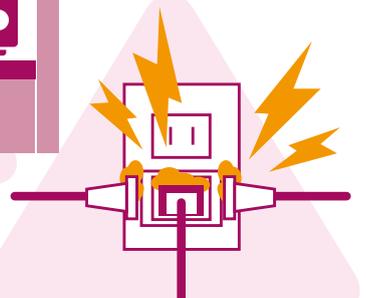
1 寝たばこは絶対にしない、させない



2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない

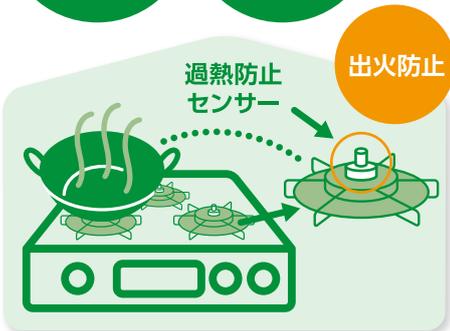


3 こんろを使うときは火のそばを離れない



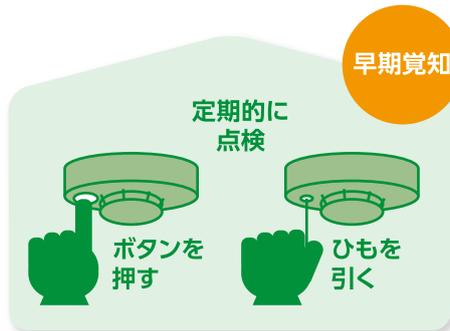
4 コンセントはほこりを清掃し、 unnecessary プラグは抜く

6つの対策



出火防止

1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



早期覚知

2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



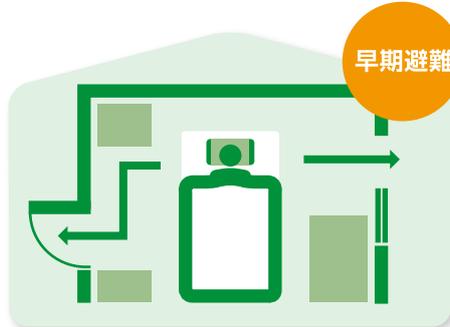
延焼拡大防止

3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する



初期消火

4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



早期避難

5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



地域の助け合い

6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



消防庁

Fire and Disaster Management Agency

<https://www.fdma.go.jp/>

お問合せ先

甲府地区消防本部

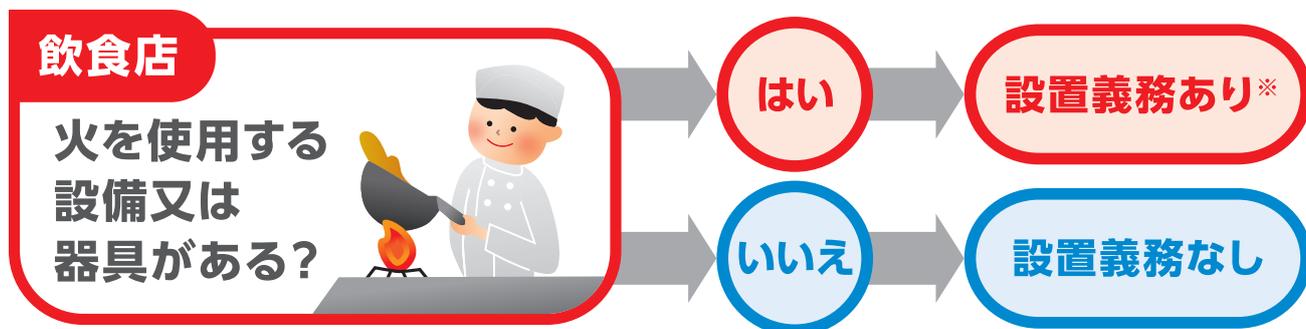
あなたのお店に 消火器は ありますか？



2019年10月1日～

糸魚川市大規模火災 (2016年12月22日 / 写真提供: 糸魚川市消防本部)

火を使用するすべての飲食店に 消火器の設置が必要となりました。



※ 以下の装置があれば消火器の設置は免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置 (火災を感じし消火薬剤で自動消火するもの)
- その他の危険な状態の発生の防止および発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置 (例: 圧力感知安全装置)

○ 調理油過熱防止装置

× 立ち消え防止安全装置



ガスコンロ

消火器を設置するにあたって

1

消火器を
設置します。
標識も忘れずに!

最寄りの販売店等でご購入ください。

2

消火器を設置後、6カ月ごとに
点検し、1年に1回管轄の消防署へ
点検結果報告書を提出します。

※消火器設置義務対象施設においては、
点検及び消防署への報告が必要になります。



● どなたでもご自分で点検することができます!

蓄圧式消火器
製造年から **5** 年まで
外観のみの点検

加圧式消火器
製造年から **3** 年まで
外観のみの点検



点検については下記のQRコードをご利用ください。

点検報告支援
パンフレット



消火器点検
アプリ



報告書はお近くの消防署にご連絡いただくか
下記よりダウンロードしてご利用ください。

<http://www.fesc.or.jp/07/index4-c.html>

各届出に係るお問い合わせについては、
お近くの消防署までご連絡ください。



お問い合わせ先 甲府地区広域行政事務組合

- 消防本部査察課 違反是正係 055-222-1284
- 中央消防署 査察係 055-254-9119
- 南消防署 査察係 055-233-1499
- 西消防署 査察係 055-276-3825

一般財団法人
日本消防設備安全センター
違反是正支援センター
東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館